

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」に  
対して寄せられたご意見について

令和5年3月31日  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部

厚生労働省では、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（案）」について、令和5年1月30日から令和5年2月28日までご意見を募集したところ、計8通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

ご意見の内容	ご意見等に対する考え方
<p>義肢の進歩に即した基準改定を望む。</p>	<p>価格調査等を踏まえて、補装具評価検討会における議論を経て基準額を検討してまいります。</p>
<p>関係団体へのヒアリング調査はどのような団体に行ったのか。</p> <p>重度障害者用意思伝達装置の「プリンタ」を「プリンタ（必要に応じて）」に改正することについて、必要に応じてを追加した理由が不明確。</p> <p>修理基準の足底裏革交換又は足底ゴム交換について、（注）4において、「剥離については、新規製作及び修理から9ヶ月以内は接着不良としての修理を認めないこと。」を追加することとしているが、追加した趣旨が不明確。</p>	<p>ヒアリングを実施した団体は、事業者団体、学術団体、職能団体、当事者団体、行政等30団体となります。詳しくはホームページ「補装具評価検討会」第59回の資料をご覧ください。</p> <p>これまでは、重度障害者用意思伝達装置の構成要素としてプリンタが必ず含まれていなければならないとして、プリンタの価格を含む基準額を設定していました。しかし、事業者団体に調査したところ、プリンタの納品実績が半数程度だったことから、プリンタについては利用者の要否に応じて支給できることとしました。</p> <p>補装具費支給事務取扱指針4（1）①イにおいて、「引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること」と定めており、足底裏革交換において、告示上明確化するものです。</p>
<p>昨今の物価の動向や補装具事業者の利益を考慮してほしい。</p> <p>チェックソケットの製作は1回だけですむとは限らず、再製作となれば赤字である。海外に比べても価格が低すぎるのではないか。</p> <p>コンピュータを搭載した継手部品も増えてきているため、完成用部品のメンテナンスに係る基準額を設けることはできないか。</p>	<p>価格調査等を踏まえて、補装具評価検討会における議論を経て基準額を検討してまいります。</p> <p>チェックソケットの再製作は必ずしも必要とはならず、また、諸条件の異なる海外とは単純に比較できるものではないと考えています。</p> <p>膝継手の中には、メーカー保証としてメンテナンス費用が含まれているものもあります。加えて、メンテナンスの頻度は使用状況にも大きく左右されるものですので、現状では考えておりません。</p>
<p>ダイレクトソケットは作業工程を減らし、時間効率も良いため患者や製作者にとってメリットのある製作方法であるが、技術の習得や専門的評価も必要になるため、工程が従来の方法より40%ほどになったからといって、単に「基本価格に</p>	<p>ダイレクトソケットの原材料は完成用部品として収載されています。そのため、基本価格や製作要素価格に含まれている原材料価格は完成用部品の価格と重複しているため、重複分を差引く必要があります。</p>

<p>40%を乗じた価格」とするのは、ダイレクトソケットの卸価格よりマイナスとなることから、いささか横暴だと感じる。</p> <p>今一度今回の価格設定が妥当か検討してほしい。</p>	<p>なお、ソケット製作要素価格に含まれている原材料（積層材等）についても完成用部品と重複しているため差引く必要がありますが、補装具評価検討会で議論した結果、製作要素価格からは差引かないこととしています。したがって、価格は妥当なものと考えております。</p>
<p>陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについて、「チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」の取扱いに同意する。</p>	<p>今後とも、適切な補装具費の支給について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。</p>
<p>重度障害者用意思伝達装置のプリンターレスの価格設定は 15,000 円ではなく、実績のある 9,000 円～10,000 円で設定されることを提案する。</p>	<p>重度障害者用意思伝達装置の構成要素として想定されたプリンタの価格を踏まえて設定しています。</p>